

「外国人雇用の基本ルール」

奈良労働局 外国人雇用管理アドバイザー

松本 光正

社会保険労務士、行政書士、中小企業診断士

全国通訳案内士(中国語・英語)

はじめに

厚生労働省は「第9期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数について」(2024.7.12)において、介護職員の不足数が、2026年度に約25万人、2040年度には約57万人に達するとしています。

では、不足する介護人材をどのようにして確保するのか。国は次の5つの対策を掲げています。

- ① 介護職員の処遇改善
- ② 多様な人材の確保・育成
- ③ 離職防止・定着促進・生産性向上
- ④ 介護職の魅力向上
- ⑤ 外国人材の受入環境整備

実際にここ数年、介護職種における外国人材の受入れ数は大きく増えています。

今回の研修では、今後ますます重要性を増していく外国人材の受入れについて、その仕組みとルールの基本知識をお伝えいたします。

目次

一. 外国人雇用の全体像

1. 在留資格一覧表
2. 外国人雇用の全体像とその変遷
3. 外国人雇用特有の注意点

二. 介護分野における外国人の受入れ

三. 外国人雇用管理のルール

1. 外国人雇用はルールを守って適正に
2. 不法就労に関わらないために

図表1:在留資格一覧表

就労が認められる在留資格（活動制限あり）

在留資格	該当例
外交	外国政府の大使、公使等及びその家族
公用	外国政府等の公務に従事する者及びその家族
教授	大学教授等
芸術	作曲家、画家、作家等
宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者、管理者等
法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師等
研究	政府関係機関や企業等の研究者等
教育	高等学校、中学校等の語学教師等
技術・人文知識・国際業務	機械工学等の技術者等、通訳、デザイナー、語学講師等
企業内転勤	外国の事務所からの転勤者
介護	介護福祉士
興行	俳優、歌手、プロスポーツ選手等
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者等
特定技能	特定産業分野（注1）の各業務従事者
技能実習	技能実習生

（注1）介護、ビルクリーニング、工業製品製造業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、自動車運送業、鉄道、農業、漁業、飲食品製造業、外食業、林業、木材産業（令和6年3月29日閣議決定）

身分・地位に基づく在留資格（活動制限なし）

在留資格	該当例
永住者	永住許可を受けた者
日本人の配偶者等	日本人の配偶者・実子・特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、我が国で出生し引き続き在留している実子
定住者	日系3世、外国人配偶者の連れ子等

就労の可否は指定される活動によるもの

在留資格	該当例
特定活動	外交官等の家事使用人、ワーキングホリデー等

就労が認められない在留資格（注2）

在留資格	該当例
文化活動	日本文化の研究者等
短期滞在	観光客、会議参加者等
留学	大学、専門学校、日本語学校等の学生
研修	研修生
家族滞在	就労資格等で在留する外国人の配偶者、子

（注2）資格外活動許可を受けた場合は、一定の範囲内で就労が認められる。

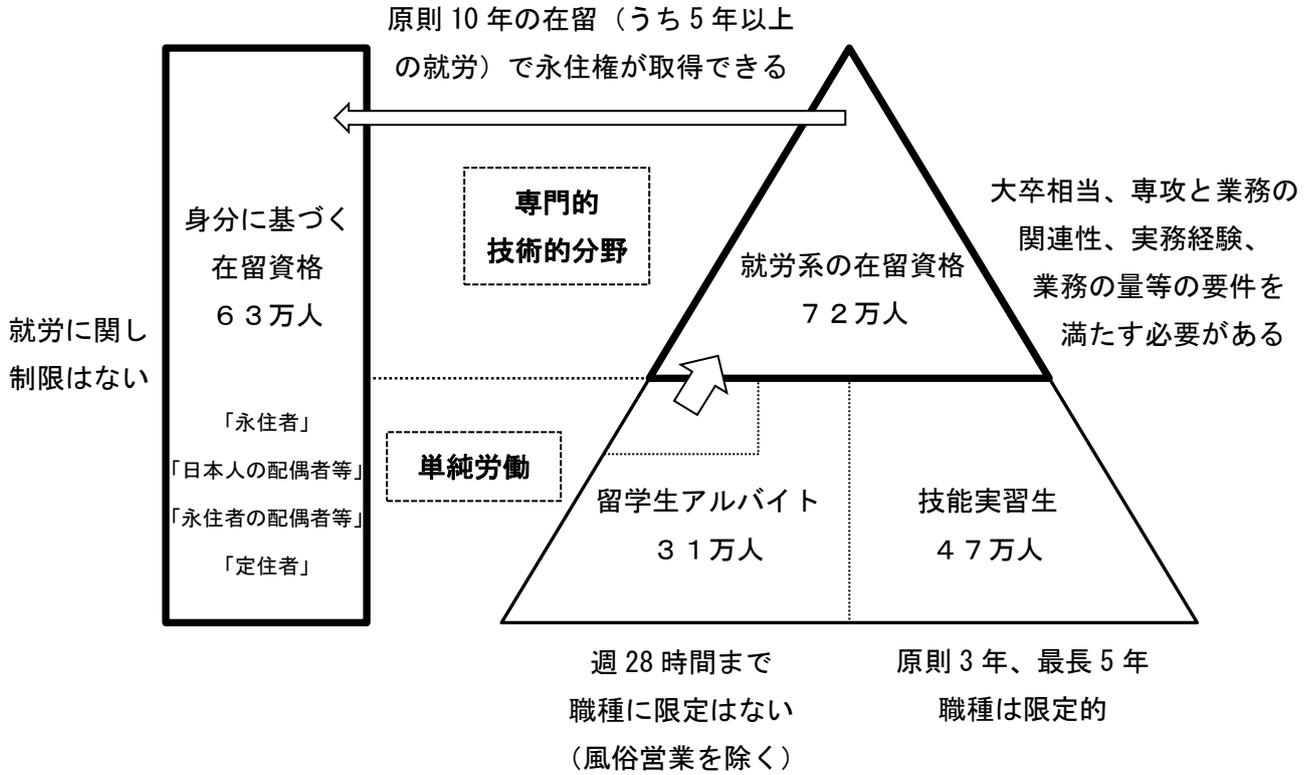
1. 外国人雇用の全体像
1. 在留資格一覧表

在留資格とは（いわゆる就労ビザ、留学ビザ、結婚ビザ等、計29種類）
 ・外国人が日本に滞在し、一定の活動を行うことができる入管法上の法的資格
 ・同時に複数の在留資格を保有することはできない
 ・どのような外国人を受入れるかについてわが国の政策を具体的に明記したもの

2. 外国人雇用の全体像とその変遷

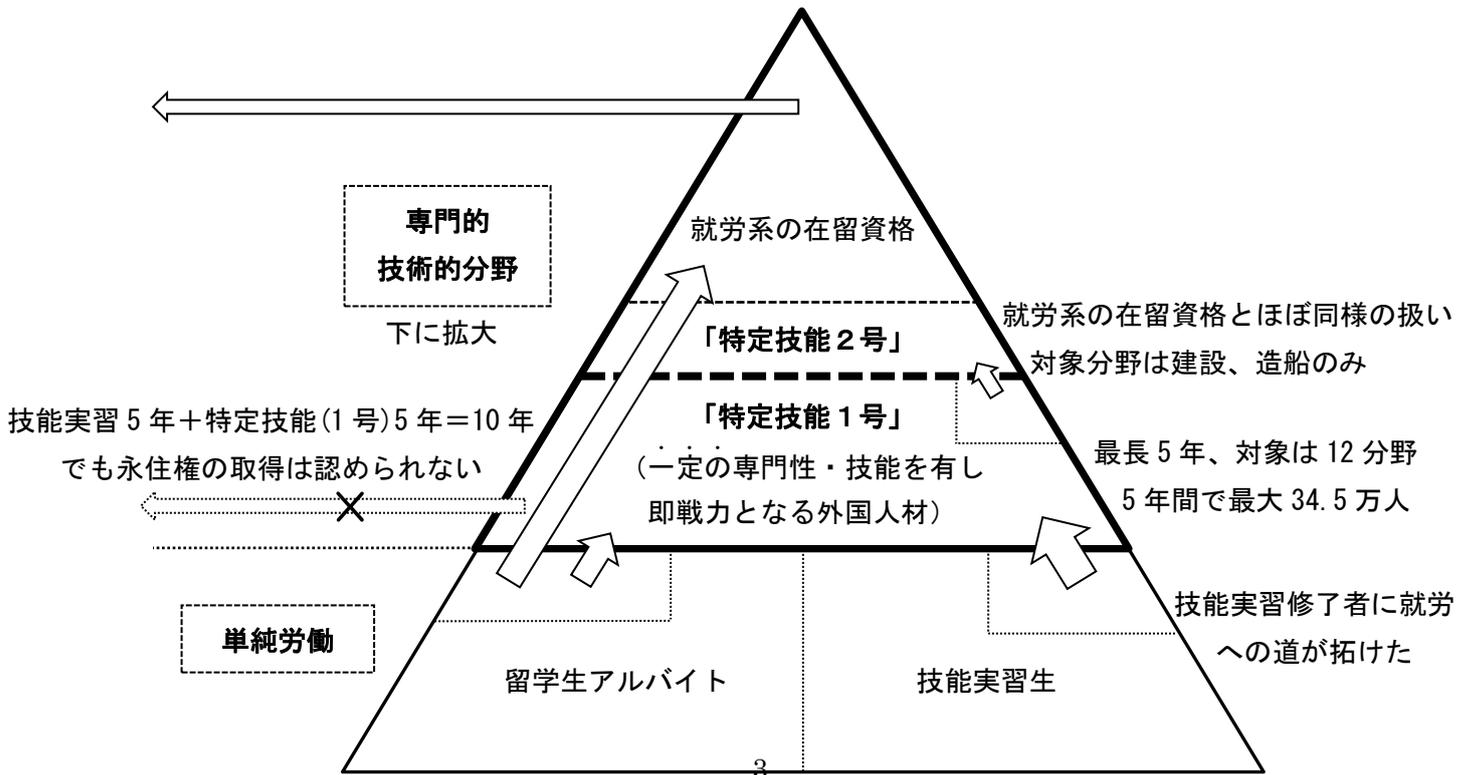
図表2:【労働者の受入れ以前】

(~2019. 3. 31)



図表3:【労働者の受入れ開始時】

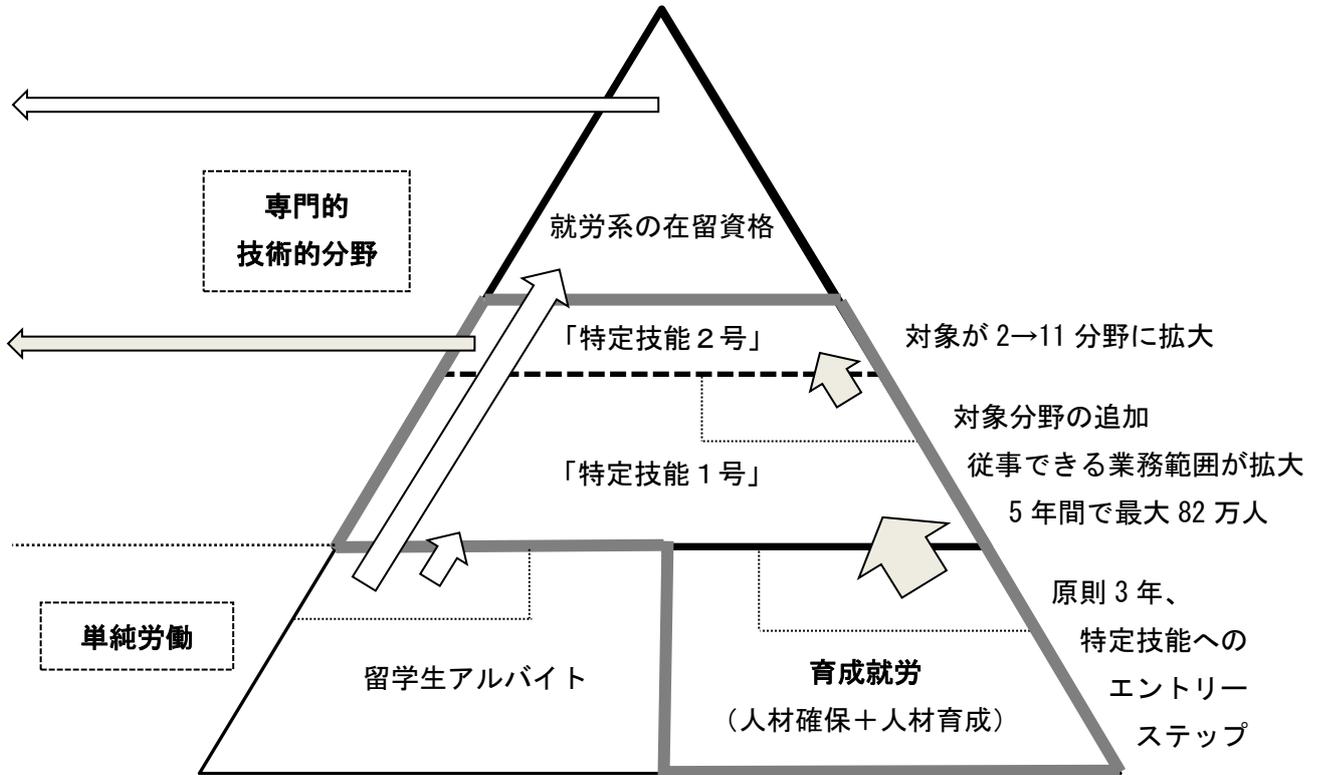
(2019. 4. 1~2023. 5. 31)



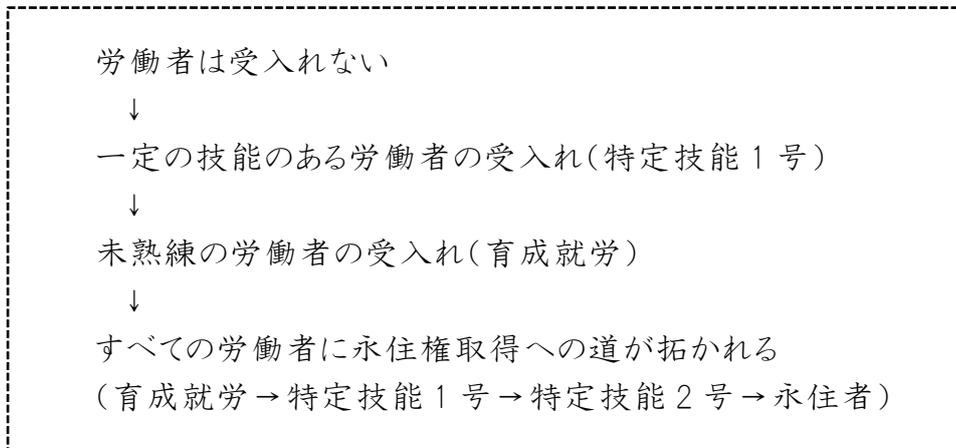
図表4:【現状と今後予想される新たな枠組み】

(2023. 8. 31～)

※育成就労は 2027. 4. 1～



キーワードは「労働者」

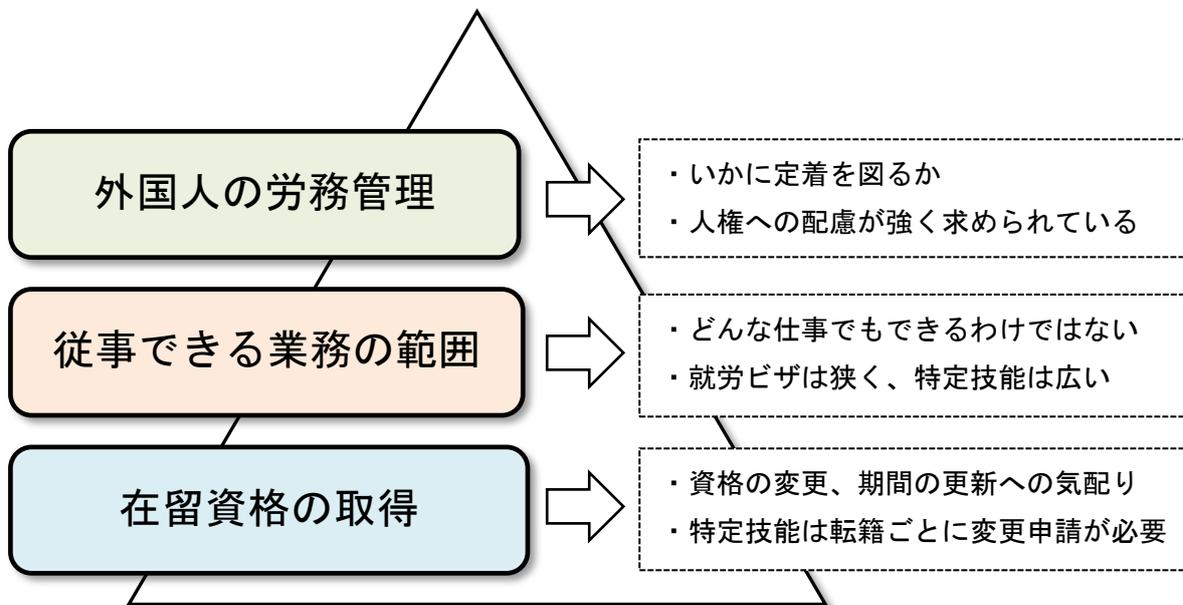


3. 外国人雇用特有の注意点

原則は、日本人雇用と同じ（労働関係法令、税金、社会保険等）

外国人雇用特有の注意点は主に3つ

図表5:外国人雇用特有の注意点



二. 介護分野における外国人の受入れ

近年まで、EPA(Economic Partnership Agreement: 経済連携協定)という例外を除き、介護労働は専門的・技術的分野には当たらないとして、在留資格が認められてきませんでした。

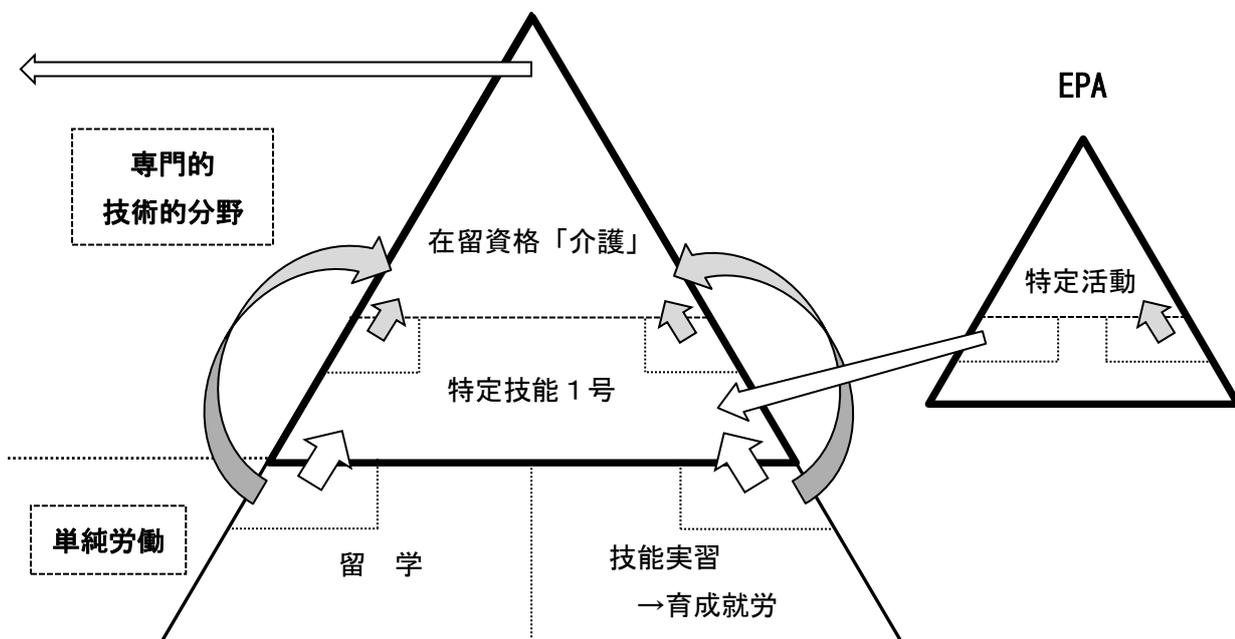
外国人による介護労働は、主に、就労に制限のない永住者、定住者、日本人の配偶者、留学生等が担ってきました。

しかし、2017年9月に在留資格「介護」が新設され、同年11月には「技能実習」に介護職種が追加されることで、介護人材を積極的に受入れようという方向に大きく舵が切られることになります。

そして、2019年4月には人手不足が深刻な分野に限って外国人を労働者として受入れる「特定技能」が新設され、介護に関連した在留資格は4つに増えました。

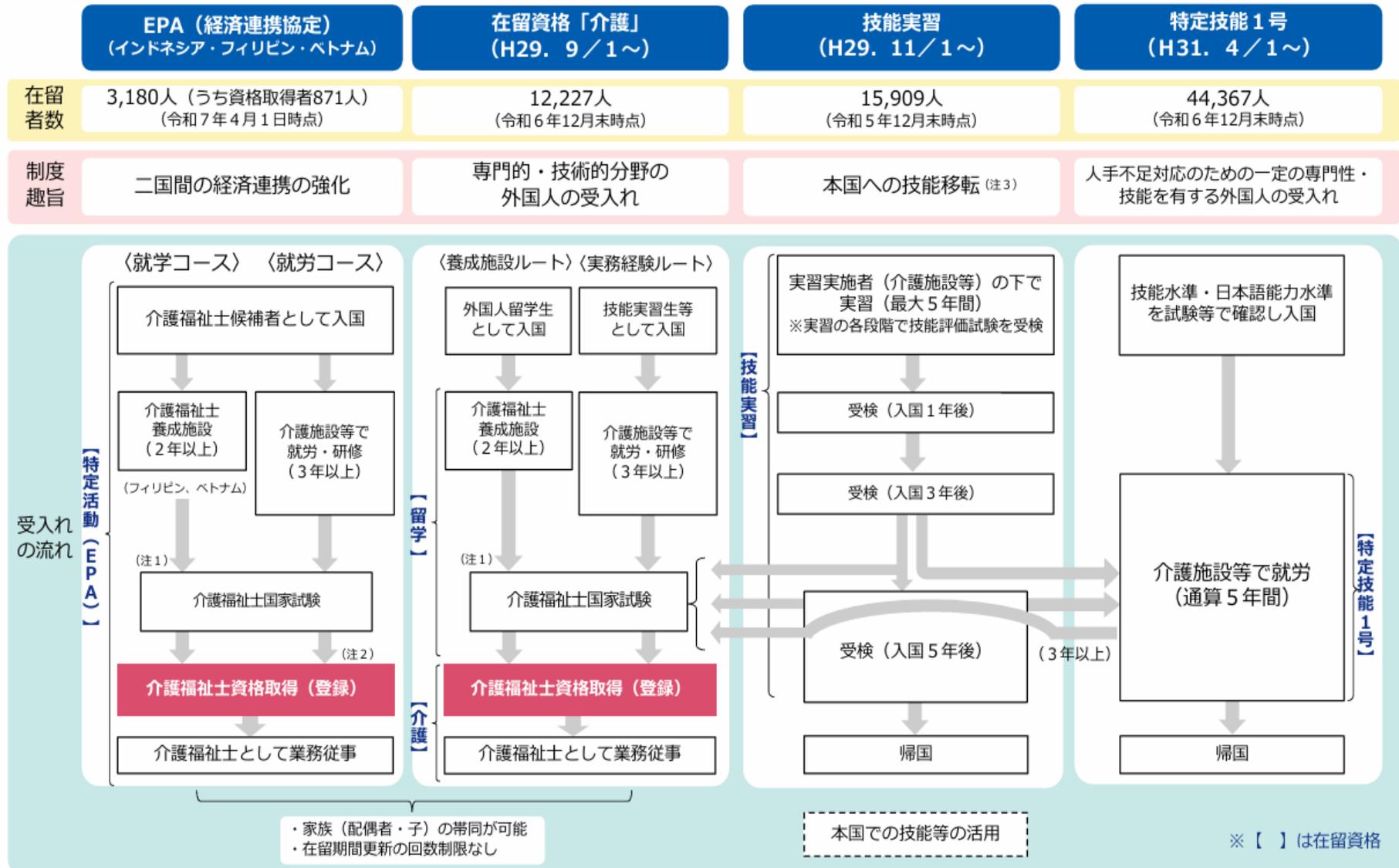
なお、2027年4月に「技能実習」は発展的に解消され、「特定技能」になることを目指し、働きながら技能と日本語を学ぶ「育成就労」制度が始まることになっています。

図表6: 外国人介護人材一覧図



※網掛け矢印は、介護福祉士試験に合格した場合

図表7:外国人介護人材の受入れの仕組み



（注1）平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

（注2）4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

（注3）技能実習制度については、育成就労制度に見直す法案が令和6年6月14日に成立し、原則3年以内の施行となっている。

図表8:介護に関連した在留資格比較表

	EPA (介福士候補者)	在留資格 「介護」	技能実習	特定技能1号
制度開始 時期	2008年7月～	2017年9月～	2017年11月～	2019年4月～
目的	2国間経済連携 介福士資格取得	専門的人材の受 入れによる経済社 会の活性化	技能移転 国際協力	人手不足対策
在留資格	特定活動	介護	技能実習	特定技能
送出国	インドネシア フィリピン、ベトナム	制限なし	制限なし	制限なし
滞在期間	原則4年 例外5年	更新回数 制限なし	原則3年 最長5年	最長5年
介護職種 での転籍	不可 (資格取得後可)	可	不可	可
家族の 帯同	不可 (資格取得後可)	可	不可	不可
日本語 能力	入国時N4(越 N3) 就労時N3程度	養成施設入校時 N2程度	入国時N4 1年後の目標N3	N4程度
入国前 学習期間	6か月 (越12か月)	約1年	約6か月	約6か月
入国後 学習期間	6か月 (越2.5か月)	日本語学校1年 養成施設2年	約1か月	なし
配置基準 までの期間	6か月後から	なし	6か月後から	なし
夜勤の 可否	6か月後から	可	可(1年後からが 望ましい)	可
訪問系サ ービスへの 従事	不可 (資格取得後可)	可	可(2025.4～) 実務経験1年 +初任者研修	可(2025.4～) 実務経験1年 +初任者研修
採用方法	JICWELS (国際厚生 事業団)	ハローワーク、 養成校、人材紹 介会社等	監理団体 (協同組合等)	登録支援機関、 組合、ハローワー ク、人材会社等

	EPA (介福士候補者)	在留資格 「介護」	技能実習	特定技能1号
メリット	<p>看護・介護の知識や経験を持ち、一定の要件を満たす外国人が、日本語の研修を受けた上で入国する</p> <p>二国間協定での受入れなので、悪質なブローカーが介在しない</p> <p>国や国際厚生事業団の支援がある</p>	<p>介護福祉士の国家資格を取得した後は長期的な就労が可能で、家族を呼び寄せることもできる</p> <p>養成施設を卒業すれば、国家資格に合格していなくても、介護福祉士資格を有するとする経過措置がある(令和8年度までの卒業者に限る、ただし2025年12月現在、延長を検討中)</p> <p>入職後の教育の負担が軽い</p>	<p>少なくとも3年間は転籍しない</p> <p>監理団体による訪問指導・監査があるため相談や助言を求めやすい</p>	<p>人手不足への対応を目的とした、労働者として受入れなので、業務範囲が広い</p> <p>就労後すぐに配置基準に含めることができ、夜勤も可能</p>
デメリット	<p>1年間の受入れ上限数が決まっている(各国300人/年)</p> <p>受入れの機会は1年に1回のみ</p> <p>受入れ施設での学習支援体制を整える必要がある</p> <p>国家資格取得後に帰国する人が多い</p>	<p>自由に転籍できるので、事業所は定着に向けた努力が必要</p> <p>採用や雇用管理、教育訓練、入管手続き等を支援してくれる機関がない</p> <p>奨学金を支給するケースが多く、採用までに時間と費用がかかる</p>	<p>技能移転のための制度であるため、業務の内容や割合が決められている</p> <p>事業所ごとの受入れ人数の枠が厳しい</p> <p>悪質なブローカーが介在しやすい</p>	<p>自由に転籍できるため、事業所は定着に向けた努力が必要</p> <p>事業所は10項目の支援が必要(登録支援機関に全部委託することができる)</p>

三. 外国人雇用管理のルール

1. 外国人雇用はルールを守って適正に

令和7年6月版

外国人を雇用する事業主の皆さまへ

外国人雇用は ルールを守って適正に

外国人が在留資格の範囲内で能力を十分に発揮しながら適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項があります。内容をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

以下の2点は、事業主の責務です！

1 雇入れ・離職時の届出 P.2～

外国人の雇入れと離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワーク（公共職業安定所）に届けてください。届出に当たり、雇い入れる外国人の在留資格などを確認することで、不法就労の防止にもつながります。

また、ハローワークでは、届出を基に、雇用管理の改善に向けた事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

2 適切な雇用管理 P.10～

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。

▶ その他（ご参照ください）

外国人労働者の雇用管理改善等に係る自主点検表	P.15
在留資格一覧表	P.16
外国人の雇用に関する参考情報	P.17
外国人の雇用に関するQ & A	P.18
外国人雇用管理アドバイザーのご案内	P.18
関係機関のお問い合わせ先	P.19
外国人雇用サービスセンター・留学生コーナー一覧	P.19



厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

PL070611外01

外国人雇用はルールを守って適正に（厚生労働省）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001261965.pdf>

(1) 雇用(および離職)した際は、ハローワークへ「外国人の雇用状況の届出」を行う

- ◆ 翌月 10 日までに（離職の場合は翌日から起算して 10 日以内）
- ◆ 通常は、雇用保険被保険者資格取得(喪失)届の記載欄に記入すればよい
- ◆ 雇用保険に加入しない場合は、単独の様式にて届け出る
- ◆ 技能実習生や留学生アルバイトも対象
- ◆ 届出を怠ると、30 万円以下の罰金が科される

(2) 厚生労働省

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」のポイント

外国人労働者が日本で安心して働き、その能力を十分に発揮する環境が確保されるよう、事業主が行うべきこと

- ① 労働関係法令及び社会保険関係法令を遵守すること
- ② 外国人労働者が適切な労働条件及び安全衛生の下、在留資格の範囲内で能力を発揮しつつ就労できるよう、この指針で定める事項について、適切な措置を講ずること
- ③ 外国人雇用は、原則日本人雇用と同じであることを認識する
 - ◆ 労働関係法令及び社会保険法令は日本人と同様に適用される
 - ◆ 国籍による差別につながることは禁止される
 - ◆ 報酬は日本人と同等以上である
- ④ 外国人は、日本語と日本の雇用慣行への知識が十分でないことから、できる限りの配慮をお願いしたい

2. 不法就労に関わらないために

(1) 不法就労とは

図表9: 不法就労とは

不法就労とは？ 不法就労となるのは、次の 3 つの場合です。	
1 不法滞在者や被退去強制者が働くケース	(例) ・密入国した人や在留期限の切れた人が働く ・退去強制されることが既に決まっている人が働く
2 出入国在留管理庁から働く許可を受けていないのに働くケース	(例) ・観光等の短期滞在目的で入国した人が働く ・留学生や難民認定申請中の人が許可を受けずに働く
3 出入国在留管理庁から認められた範囲を超えて働くケース	(例) ・外国料理のシェフや語学学校の先生として働くことを認められた人が工場・事業所で単純労働者として働く ・留学生が許可された時間数を超えて働く

注意! 事業主も 処罰の対象と なります!!	<ul style="list-style-type: none">・不法就労させたり、不法就労をあっせんした人「不法就労助長罪」 ⇒3年以下の懲役・300万円以下の罰金 (外国人を雇用しようとする際に、当該外国人が不法就労者であることを知らなかったとしても、在留カードを確認していない等の過失がある場合には、処罰を免れません。)・不法就労させたり、不法就労をあっせんした外国人事業主⇒退去強制の対象・ハローワークへの届出をしなかったり、虚偽の届出をした人⇒30万円以下の罰金
--	--

出典: 出入国在留管理庁 外国人を雇用する皆様へ

(2) それぞれの在留資格で認められた業務範囲

EPA (介護福祉士候補者)

介護福祉士資格を取得することを目的とし、日本語研修機関における研修の修了後、介護福祉士の監督の下での研修を通じた介護施設における必要な知識及び技術の修得

EPA (介護福祉士)

資格取得後は、介護福祉士としてのサービスの提供に従事する

技能実習

介護職種（介護）

Job category: Care worker (Operation: Care worker)

<p>業務の定義 Criteria of Operation</p>	<p>○ 身体上または精神上の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある人に対し、入浴や排泄、食事などの身体上の介助やこれに関連する業務をいう。 Refers to Physical care such as bathing, excretion, meals, and related works, to people who have difficulties in running daily life due to physical or mental disabilities.</p>		
<p>必須業務（移行対象職種・作業で必ず行う業務） Compulsory works (Works to be essential on the operations in the job categories to be shifted)</p>	<p>第1号技能実習 Technical Intern Training (i)</p> <p>(1) 身体介護業務 Physical care (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) (Including a series of actions from preparation to recording and reporting related to these)</p> <p>① 身じたくの介護（1）の3. については、状況に応じて実施 Dressing care (as per 3 of 1), implement depending on the situation)</p> <p>1) 整容の介助 Dressing 1. 整容（洗面、整髪等） Dressing (to wash one's face, to do one's hair)</p> <p>2. 顔の清拭 Cleansing of face</p> <p>3. 口腔ケア Oral care</p> <p>2) 衣服着脱の介助 Assistance to change clothes</p> <p>1. 衣服の着脱の介助（座位・臥位） Putting on and taking of clothes (sitting/recumbent position)</p> <p>② 移動の介護 Body transfer care</p> <p>1) 体位変換 Changing position</p> <p>1. 体位変換 Changing position</p> <p>2. 起居の介助（起き上がり・立位） Assistance of movement (to get up/upright position)</p> <p>2) 移動の介助（2. については、状況に応じて実施） transfer assistance; help moving from one place to another (as per 2. implement depending on the situation)</p> <p>1. 歩行の介助 to help walking</p> <p>2. 車いす等への移乗の介助 assistance to get into a wheelchair</p> <p>3. 車いす等の移動の介助 Assistance for movement of wheelchairs etc.</p> <p>③ 食事の介護 Care for meals</p> <p>1) 食事の介助 Assistance with eating</p> <p>④ 入浴・清潔保持の介護 (3) については、状況に応じて実施 Bathing, Keeping clean (as per 3), implement depending on the situation)</p> <p>1) 部分浴の介助 Partial bathing assistance</p> <p>1. 手浴の介助 Hand bathing assistance</p> <p>2. 足浴の介助 Foot bathing assistance</p> <p>2) 入浴の介助 Bathing assistance</p> <p>3) 身体清拭 Wiping body</p> <p>⑤ 排泄の介護（3）については、状況に応じて実施 Assistance with excretion/Toilet care (as per 3), implement depending on the situation)</p> <p>1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 Assistance using the toilet or portable toilet</p> <p>2) おむつ交換 Changing diapers</p> <p>3) 尿器・便器を用いた介助 Assistance using urine glass or bedpan</p> <p>(2) 安全衛生業務</p> <p>① 雇入れ時等の安全衛生教育</p> <p>② 介護職種における疾病・怪傷予防</p> <p>③ 福祉用具の使用方法及び点検業務</p> <p>④ 介護職種における事故防止のための教育</p> <p>⑤ 緊急時・事故発見時の対応</p>	<p>第2号技能実習 Technical Intern Training (ii)</p> <p>(1) 身体介護業務 Physical care (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) (Including a series of actions from preparation to recording and reporting related to these)</p> <p>① 身じたくの介護（1）の3. については、状況に応じて実施 Dressing care (as per 3 of 1), implement depending on the situation)</p> <p>1) 整容の介助 Dressing 1. 整容（洗面、整髪等） Dressing (to wash one's face, to do one's hair)</p> <p>2. 顔の清拭 Cleansing of face</p> <p>3. 口腔ケア Oral care</p> <p>2) 衣服着脱の介助 Assistance to change clothes</p> <p>1. 衣服の着脱の介助（座位・臥位） Putting on and taking of clothes (sitting/recumbent position)</p> <p>② 移動の介護 Body transfer care</p> <p>1) 体位変換 Changing position</p> <p>1. 体位変換 Changing position</p> <p>2. 起居の介助（起き上がり・立位） Assistance of movement (to get up/upright position)</p> <p>2) 移動の介助 transfer assistance; help moving from one place to another</p> <p>1. 歩行の介助 to help walking</p> <p>2. 車いす等への移乗の介助 assistance to get into a wheelchair</p> <p>3. 車いす等の移動の介助 Assistance for movement of wheelchairs etc.</p> <p>③ 食事の介護 Care for meals</p> <p>1) 食事の介助 Assistance with eating</p> <p>④ 入浴・清潔保持の介護 (3) については、状況に応じて実施 Bathing, Keeping clean (as per 3), implement depending on the situation)</p> <p>1) 部分浴の介助 Partial bathing assistance</p> <p>1. 手浴の介助 Hand bathing assistance</p> <p>2. 足浴の介助 Foot bathing assistance</p> <p>2) 入浴の介助 Bathing assistance</p> <p>3) 身体清拭 Wiping body</p> <p>⑤ 排泄の介護（3）については、状況に応じて実施 Assistance with excretion/Toilet care (as per 3), implement depending on the situation)</p> <p>1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 Assistance using the toilet or portable toilet</p> <p>2) おむつ交換 Changing diapers</p> <p>3) 尿器・便器を用いた介助 Assistance using urine glass or bedpan</p> <p>(2) Safety and health operations</p> <p>① Safety and health education at the time of new employment</p> <p>② Prevention of disease and back pain for care workers</p> <p>③ Usage and inspection of welfare equipment</p> <p>④ Education to prevent accidents for care workers</p> <p>⑤ Correspondence in case of emergency / accident discovery</p>	<p>第3号技能実習 Technical Intern Training (iii)</p> <p>(1) 身体介護業務 Physical care (これらに関連する、準備から記録・報告までの一連の行為を含む) (Including a series of actions from preparation to recording and reporting related to these)</p> <p>① 身じたくの介護 Dressing care</p> <p>1) 整容の介助 Dressing 1. 整容（洗面、整髪等） Dressing (to wash one's face, to do one's hair)</p> <p>2. 顔の清拭 Cleansing of face</p> <p>3. 口腔ケア Oral care</p> <p>2) 衣服着脱の介助 Assistance to change clothes</p> <p>1. 衣服の着脱の介助（座位・臥位） Putting on and taking of clothes (sitting/recumbent position)</p> <p>② 移動の介護 Body transfer care</p> <p>1) 体位変換 Changing position</p> <p>1. 体位変換 Changing position</p> <p>2. 起居の介助（起き上がり・立位） Assistance of movement (to get up/upright position)</p> <p>2) 移動の介助 transfer assistance; help moving from one place to another</p> <p>1. 歩行の介助 to help walking</p> <p>2. 車いす等への移乗の介助 assistance to get into a wheelchair</p> <p>3. 車いす等の移動の介助 Assistance for movement of wheelchairs etc.</p> <p>③ 食事の介護 Care for meals</p> <p>1) 食事の介助 Assistance with eating</p> <p>④ 入浴・清潔保持の介護 Bathing, Keeping clean</p> <p>1) 部分浴の介助 Partial bathing assistance</p> <p>1. 手浴の介助 Hand bathing assistance</p> <p>2. 足浴の介助 Foot bathing assistance</p> <p>2) 入浴の介助 Bathing assistance</p> <p>3) 身体清拭 Wiping body</p> <p>⑤ 排泄の介護（3）については、状況に応じて実施 Assistance with excretion/Toilet care (as per 3), implement depending on the situation)</p> <p>1) トイレ・ポータブルトイレでの排泄介助 Assistance using the toilet or portable toilet</p> <p>2) おむつ交換 Changing diapers</p> <p>3) 尿器・便器を用いた介助 Assistance using urine glass or bedpan</p> <p>⑥ 利用者特性に応じた対応（認知症、障害等） ⑥ Corresponding to user characteristics (dementia, disability, etc.)</p> <p>1) 利用者特性に応じた対応 1) Corresponding to user characteristics</p>

必須 1/2 以上

関連 1/2 未満

周辺 1/3 未満

<p>関連業務、周辺業務（上記必須業務に関連する技能等の修得に係る業務等で該当するものを選択すること。） Related works, Peripheral works (Select what is applicable in works related to acquisition of skills etc. concerning above essential tasks.)</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="244 215 821 792"> <p>(1) 関連業務 Related works</p> <p>① 掃除、洗濯、調理業務 Cleaning, washing, cooking</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の居室やトイレ、事業所内の環境整備 Environmental maintenance of users' living rooms, toilets, and workplaces. 2. 利用者の衣類等の洗濯 washing clothes 3. 利用者の食事にかかる配下膳等 to serve and clear the table 4. 調理業務（ユニット等で利用者と共に行われるもの） Cooking 5. 利用者の居室のベッドメイキングやシーツ交換 to make the bed, changing the bred sheets <p>② 機能訓練の補助やレクリエーション業務 Assistance in function training and recreational work</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機能訓練の補助や見守り Aid for function training and watch over 2. レクリエーションの実施や見守り Recreation implementation and watch over <p>③ 記録・申し送り Keeping of records, passing on of relevant information</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食事や排泄等チェックリスト等による記録・報告 Recording and reporting by checklist etc. of meals, excretion etc. 2. 指示を受けた内容に対する報告 Report on the contents received instructions 3. 日誌やケアプラン等の記録及び確認 Record and confirm diary and care plan etc. 4. 申し送りによる情報共有 Information Sharing by Sending </td> <td data-bbox="821 215 1444 792"> <p>(2) 周辺業務 Peripheral works</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お知らせなどの掲示物の管理 management of bulletin board notices such as information 2. 車いすや歩行器等福祉用具の点検・管理 Inspection and management of welfare equipment such as wheelchairs and walkers 3. 物品の補充や管理 Supply and management of goods <p>(3) 安全衛生業務（関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務） (3) Safety and health work (work to be carried out whenever related work and peripheral work are carried out)</p> <p>上記※に同じ Same as ※ above</p> </td> </tr> </table>	<p>(1) 関連業務 Related works</p> <p>① 掃除、洗濯、調理業務 Cleaning, washing, cooking</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の居室やトイレ、事業所内の環境整備 Environmental maintenance of users' living rooms, toilets, and workplaces. 2. 利用者の衣類等の洗濯 washing clothes 3. 利用者の食事にかかる配下膳等 to serve and clear the table 4. 調理業務（ユニット等で利用者と共に行われるもの） Cooking 5. 利用者の居室のベッドメイキングやシーツ交換 to make the bed, changing the bred sheets <p>② 機能訓練の補助やレクリエーション業務 Assistance in function training and recreational work</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機能訓練の補助や見守り Aid for function training and watch over 2. レクリエーションの実施や見守り Recreation implementation and watch over <p>③ 記録・申し送り Keeping of records, passing on of relevant information</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食事や排泄等チェックリスト等による記録・報告 Recording and reporting by checklist etc. of meals, excretion etc. 2. 指示を受けた内容に対する報告 Report on the contents received instructions 3. 日誌やケアプラン等の記録及び確認 Record and confirm diary and care plan etc. 4. 申し送りによる情報共有 Information Sharing by Sending 	<p>(2) 周辺業務 Peripheral works</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お知らせなどの掲示物の管理 management of bulletin board notices such as information 2. 車いすや歩行器等福祉用具の点検・管理 Inspection and management of welfare equipment such as wheelchairs and walkers 3. 物品の補充や管理 Supply and management of goods <p>(3) 安全衛生業務（関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務） (3) Safety and health work (work to be carried out whenever related work and peripheral work are carried out)</p> <p>上記※に同じ Same as ※ above</p>
<p>(1) 関連業務 Related works</p> <p>① 掃除、洗濯、調理業務 Cleaning, washing, cooking</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者の居室やトイレ、事業所内の環境整備 Environmental maintenance of users' living rooms, toilets, and workplaces. 2. 利用者の衣類等の洗濯 washing clothes 3. 利用者の食事にかかる配下膳等 to serve and clear the table 4. 調理業務（ユニット等で利用者と共に行われるもの） Cooking 5. 利用者の居室のベッドメイキングやシーツ交換 to make the bed, changing the bred sheets <p>② 機能訓練の補助やレクリエーション業務 Assistance in function training and recreational work</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 機能訓練の補助や見守り Aid for function training and watch over 2. レクリエーションの実施や見守り Recreation implementation and watch over <p>③ 記録・申し送り Keeping of records, passing on of relevant information</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 食事や排泄等チェックリスト等による記録・報告 Recording and reporting by checklist etc. of meals, excretion etc. 2. 指示を受けた内容に対する報告 Report on the contents received instructions 3. 日誌やケアプラン等の記録及び確認 Record and confirm diary and care plan etc. 4. 申し送りによる情報共有 Information Sharing by Sending 	<p>(2) 周辺業務 Peripheral works</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お知らせなどの掲示物の管理 management of bulletin board notices such as information 2. 車いすや歩行器等福祉用具の点検・管理 Inspection and management of welfare equipment such as wheelchairs and walkers 3. 物品の補充や管理 Supply and management of goods <p>(3) 安全衛生業務（関連業務、周辺業務を行う場合は必ず実施する業務） (3) Safety and health work (work to be carried out whenever related work and peripheral work are carried out)</p> <p>上記※に同じ Same as ※ above</p>		
<p>使用する素材(材料) (該当するものを選択すること。) Material to be used (material) (Please select the appropriate one.)</p>			
<p>使用する機械、設備、器具等 (該当するものを選択すること。) Machine, equipment, tool etc. to be used (Select the appropriate one.)</p>	<p>【機械、設備等】（必要に応じて使用すること） Machines, equipment, etc. (Use them as necessary)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴 Bathing 介護用浴槽、入浴用リフト、バスボード、浴槽マット、シャワーチェア、シャワーキャリー、浴槽内椅子等 Nursing bathtub, bath lift, bath board, bathtub mat, shower chair, shower carry, bathtub chair etc. ・移動 Transfer スイングアーム介助バー、移動用リフト Swing arm assisting bar, Mobile lift for nursing ・その他 Others 特殊寝台、スクリーンやカーテン等 Special sleeping table, screen and curtain etc. <p>【用具】（必要に応じて使用すること） Tools (Use them as necessary)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整容 Dressing 洗面容器、ブラシ、タオル、ガーゼ、歯ブラシ、コップ、ガーグルベースン、スポンジブラシ、舌ブラシ、デンタルフロス、綿棒、歯磨き粉、マウスウォッシュ等 Wash bowl, brush, towel, gauze, toothbrush, cup, gargle basin, sponge brush, tongue brush, dental floss, cotton swab, toothpaste, mouthwash etc. ・入浴 Bathing 洗面容器、タオル、ガーゼ、スポンジ、石鹸、保湿クリーム、湿度計等 Wash bowl, towel, gauze, sponge, soap, moisture cream, thermometer etc. ・食事 Eating 食器一式（皿、スプーン、フォーク、ナイフ、箸、コップ等）、食事用エプロン等 A set of dishes (dishes, spoons, forks, knives, chopsticks, cups etc.), aprons for meals etc. ・排泄 Excretion/Toilet care ポータルトイレ、尿器・便器、おむつ（紙製、布製）、タオル、ガーゼ、トイレペーパー等 Portable toilets, urine / toilet bowl, diapers (made of paper, cloth), towels, gauze, toilet paper etc. ・衣服の着脱 Changing cloths 衣類（上着類、下着類） Clothing (outerwear, underwear) ・移動 Transfer スライディングボード、クッション、体位変換器、車いす（自走、電動含む）、車いす付属品、歩行器、歩行補助杖（T字杖、ロフトランド・クラッチ、多点杖、松葉杖等）等 Sliding board, cushion, position transducer, wheel chair (self-propelled, including electric), wheelchair accessory, walker, walking assistant (T-shaped cane, roof strand clutch, multipoint, crutches etc.) ・利用者特性に応じた対応 Corresponding to user characteristics 義歯、義肢器具、補聴器、コミュニケーションボード、白杖、眼鏡等 Denture, prosthetic appliance, hearing aid, communication board, white cane, glasses, etc. ・その他 Others シーツ、タオルケット、毛布、枕、枕カバー等 Sheets, towelkets, blankets, pillows, pillowcases etc. バイタル計測器、マスク、手袋、 Vital instrument, mask, gloves, 調理用具、掃除用具、レクリエーションにかかる道具、リハビリに関する用具等 Cooking utensils, cleaning tools, tools for recreation, equipment related to rehabilitation, etc. 		
<p>移行対象職種・業務とはならない業務例 Example of works which is not eligible for the job categories / operations to be shifted</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 厨房に入って調理業務のみを行う場合 1. In case of entering the kitchen and doing cooking work only 2. 上記の関連業務及び周辺業務のみの場合 2. In case of the above related work and peripheral work only 		

出典：外国人技能実習機構ホームページ＞技能実習制度について＞移行対象職種情報

特定技能1号

身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排せつ、整容・衣服着脱、移動の介助等)のほか、これに付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)

あわせて、当該業務に従事する日本人が通常従事することとなる関連業務(例:お知らせ等の掲示物の管理、物品の補充や管理等)に付随的に従事することは差し支えない
ただし、専ら関連業務に従事することは認められない

在留資格「介護」

本邦の公私の機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

【事例】

在留資格「介護」をもつ外国人が、さらなるキャリアアップを目指してケアマネージャー資格を取得した場合、ケアマネージャー業務を行えるか

在留資格「介護」で従事できる業務は「介護福祉士としての介護又は介護の指導」に限られる。よって介護事務には従事できない。また衛生管理も介護福祉士の業務の一部であるが、だからといって清掃作業ばかりに従事することは認められず、幅広い業務に携わる必要がある。

ケアマネージャー業務に従事することもできない。ただ、ケアマネージャーの受験資格である「介護福祉士として5年間の実務経験があること」を考えるとその時点ですでに日本での滞在期間が10年近くになっているものと思われる。日本滞在期間が引き続き10年あり、直近の5年が就労(「介護」を含む)か身分(「日本人の配偶者」等)の在留資格であれば、在留資格「永住」への変更申請ができる。「永住」への変更が認められれば、従事できる業務に制限は全くなくなるので、ケアマネージャーとしてキャリアアップすることが可能となる。

留学生アルバイト、家族滞在

あらゆる業務に従事できる(風俗営業に係る場所での業務を除く)

ただし、安全上の理由から身体介護に該当する業務や夜勤には従事しないことが望ましい

「留学」、「家族滞在」は、原則就労不可だが、資格外活動許可を受けた場合のみアルバイトを行うことができる

28時間/週まで(どの曜日から起算しても28時間に注意)

(留学生のみ、長期休暇中は8時間/日、40時間/週まで)

(3)不法就労助長罪(入管法 73 条の 2)

対象

働くことが認められていない外国人を雇用した事業主や、不法就労をあっせんした者

罰則

3 年以下の拘禁刑若しくは 300 万円以下の罰金又はその併科

外国人の雇用時に、当該外国人が不法就労者であることを知らなくても、在留カードの確認をしていない等の過失がある場合は処罰の対象となります。又、その行為者を罰するだけでなく、その法人、雇用主等に対しても罰金刑が科せられます。

出典:警視庁ホームページ 外国人の適正雇用について

育成就労制度の導入にあたり、転籍ブローカーの排除を担保するために、不法就労助長罪の法定刑を、5 年以下の拘禁刑若しくは 500 万円以下の罰金又はその併科、に引き上げる

(2024.6.21 公布、公布の日から原則 2 年以内に施行)

(4) 在留カードの確認方法

図表10: 在留カードの確認方法



① 氏名	氏名はローマ字表記が原則ですが、氏名に漢字を使用する方は、漢字を併記することができます。ただし、通称名は記載されません。
② 在留資格	在留資格のない方にはカードは交付されません。
③ 在留期間 (満了日)	在留期間中は満了日まで日本に滞在することができます。満了日が経過している方は不法滞在となります。ただし、申請中(⑨参照)の方は、満了日から2か月を経過するまで又は申請結果が出るまで、②の在留資格で滞在できます。
④ 住居地	変更があった場合には裏面に記載されます。
⑤ 就労制限の有無	就労制限の有無について、次の例のように記載されます。 「就労制限なし」 →就労内容に制限はありません。 「在留資格に基づく就労活動のみ可」 →②の在留資格で定められた就労活動のみできます。 「指定書により指定された就労活動のみ可」 →指定書(10ページ参照)により就労活動が特定されていますので、指定書も確認してください。 「就労不可」 →原則就労できません。ただし、裏面の資格外活動許可欄(⑧参照)が許可となっていれば、記載内容の制限を超えない範囲で就労することができます。
⑥ 顔写真	在留カードの有効期間の満了日が16歳の誕生日までとなっているカードには写真は表示されません。



⑦ 交付者	2019年3月31日までに交付された在留カードでは、「法務大臣」と記載されています。
⑧ 資格外活動許可欄	許可を受けていれば、この欄に次の例のように記載されます。 「許可:原則週28時間以内・風俗営業等の従事を除く」 →アルバイト先が複数ある場合であっても、その合計が週28時間以内でなければなりません。 「許可:資格外活動許可書に記載された範囲内の活動」 →この記載がある場合は、資格外活動許可書(9ページ参照)も確認してください。
⑨ 申請欄	在留期間更新許可申請中又は、在留資格変更許可申請中であれば、この欄に記載されます。 なお、申請中の方は、満了日から2か月を経過するまで又は申請結果が出るまで、②の在留資格で滞在できます。
⑩ 後日交付印	入国時に在留カードが交付される空港は、新千歳空港、成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港、広島空港及び福岡空港です。 それ以外の空港等では、パスポートに「在留カード後日交付」の記載がされます。この場合、中長期在留者の方が区市町村に住居地の届出をした後、出入国在留管理庁から住居地宛てに在留カードが郵送されます。

出典:東京都生活文化スポーツ局 外国人労働者雇用マニュアル

(5)「過失がない」といえるために、事業主が尽くすべき注意義務とは

在留カードの確認

- ① コピーではなく、原本を確認
- ② パスポートも併せて確認
- ③ 在留カードが失効していないか、偽変造されていないかを確認

在留カード等番号失効情報照会(出入国在留管理庁)
在留カードの見方の解説もある

<https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx>

在留カード等読取アプリケーション(出入国在留管理庁)
パソコンに接続するICカードリーダーライターか NFC 対応スマートフォンが必要

<http://www.moj.go.jp/isa/policies/policies/rcc-support.html>

- ④ 在留資格、有効期間を確認
- ⑤ 資格外活動許可の有無を確認
- ⑥ 雇用後も定期的に在留カードとパスポートを確認

学校への確認 (留学生の場合)

- ⑦ 学校に在籍し、通学しているか確認 (必要に応じ在籍証明書の提出)
- ⑧ 長期休暇の場合、学則で定められた長期休暇かを確認

本人への確認 (留学生の場合)

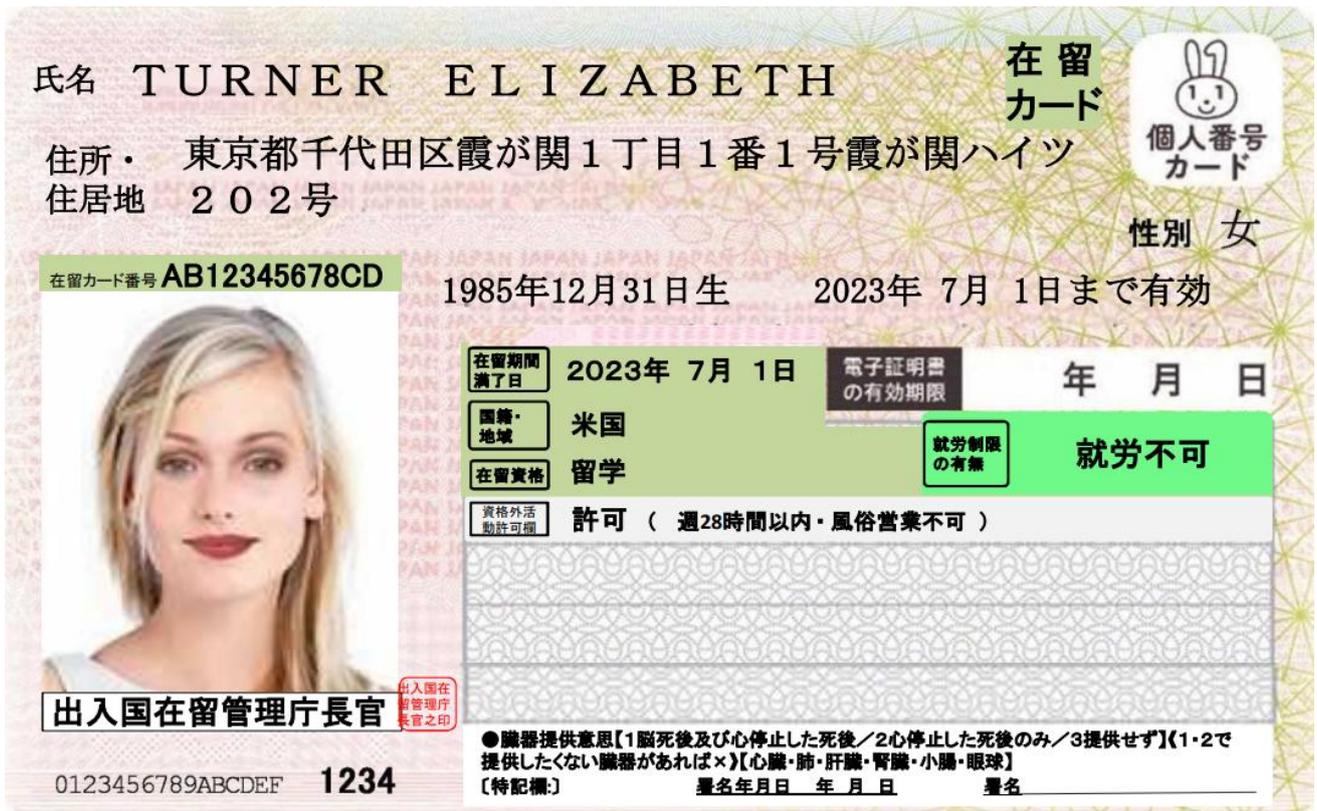
- ⑨ 複数のアルバイトを掛け持ちしていないかの確認 (必要に応じ誓約書の提出)
- ⑩ 他のアルバイト先での就業時間数の確認

(参考)特定在留カード

マイナンバーカードと在留カードを一体化(任意)

2024.6.21 公布 (公布の日から2年以内に施行)

図表11: 特定在留カードの券面イメージ



出典: 出入国在留管理庁 改正法の概要(マイナンバーカードと在留カードの一体化)

以上